

政 委 第 34 号
平成 21 年 12 月 9 日

経 済 産 業 大 臣
直 嶋 正 行 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人産業技術総合研究所）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し案を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人産業技術総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）の主要な事務及び事業については、世界市場での技術競争が年々厳しさを増す中で、我が国が今後とも国際競争力を維持していくために、産総研がそのリソースをより有効に活用して我が国の産業技術水準の向上につながる研究開発の継続に一層の貢献を果たしていくとともに、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 研究開発の一層の重点化

中期目標には、産総研が目標期間中に達成すべき水準を客観的かつ定量的に定める必要がある。また、産業競争力強化のために、公共の見地から、我が国の産業技術水準の向上に資する研究開発に集中的に取り組むべきである。

これまで産総研では、従来からの開発的な研究と基礎的な研究の両者をつなぐ「第二種基礎研究」を中心とし、基礎研究から製品化研究までを同時的・連続的に行う「本格研究」を実施し、また、他の独立行政法人、国立大学法人等及び民間企業との役割分担を明確化して、その役割に応じ独立行政法人として実施すべきもの若しくは産総研が比較優位にあるものに限って実施していくべきであるとの考え方の下、産総研が担うべき研究開発について、主要な六つの研究分野ごとに重点化が図られてきたところである。

今後の研究開発の推進に当たっては、それらの取組はもとより、民間企業のニーズ等を把握し、実用化・製品化後の姿を見据えて、有望と見込まれる研究開発にリソースをより重点的に投入するなど、更なる選択と集中を図り、実用化・製品化という目標を明確に設定した研究開発への重点化を図るものとする。

そのために、産総研が取り組む必要がある研究開発について、政策との関係や他と

の連携強化に実効的な措置・取組を明らかにしつつ、具体的かつ定量的に明示するものとする。

2 他の機関等との連携の強化

我が国の国際競争力を強化し、新産業の創成を図り、国民生活を向上させるためには、大学、公的試験研究機関、民間企業等の我が国の研究開発能力を結集し、研究成果の実用化・製品化に向けて、異なる研究分野や領域を融合した取組の充実が重要となってきた。

このようなことから、産総研の実用化・製品化に至る研究開発プロセスにおいては、自らの研究人材等のリソースや知見・ノウハウでは直ちに対応できない分野・技術について、実用化・製品化までの研究開発期間の短縮を図るためにも、自前主義にとらわれることなく、共同研究等により、海外を含めた大学、他の研究機関や民間企業等の人材、知見・ノウハウ等をより積極的に活用するものとする。

また、自らの研究成果はもとより、大学や民間企業等との共同研究による成果の実用化・製品化にとどまらず、今後は、省庁間の壁を越えて、我が国の研究開発能力を結集した研究成果の実用化・製品化の取組における中核的な結節点としての機能の発揮について積極的に検討するものとする。

その際、国費により研究開発を行っている多数の研究開発独立行政法人が存在していることから、それらの研究開発独立行政法人との連携を図ることにより、国費による研究開発のより効果的な研究開発体制構築や成果の実用化・製品化に向けた取組の強化をも目指すものとする。

第2 外部資金の獲得による研究開発の推進

現状において産総研の研究費の過半は外部資金によるものとなっていること、外部資金の獲得額は、競争的研究資金の受入額及び共同・受託研究による研究費受入額のどちらについても研究開発独立行政法人の中でトップクラスであるが、そのどちらも研究者1人当たりの金額で見ると中位であること、及び外部資金の獲得は自己収入の増大の観点からも奨励されるべきものであることを踏まえ、外部資金の獲得に関して次の措置を講ずるものとする。

(1) 産総研の多様な事務及び事業について、個々の事務及び事業の目的・性格に照らして、運営費交付金を充当して継続的・安定的に実施する事務及び事業と外部資金の積極的な導入を図って実施する事務及び事業とを明確にするものとする。

その上で、外部資金の獲得に係る研究者に対するインセンティブの付与等、外部資金の一層の獲得のための方策を策定するものとする。とりわけ、研究成果の実用化・製品化を見据えた研究開発に重点的に取り組み、実用化・製品化を加速する観点から、産学官の連携の一層の強化及び外国企業を含む民間企業からの研究資金の獲得に努めるものとする。

(2) 産総研の限られたリソースを有効に活用し、相対的に優先度が低い研究プロジェクトにリソースを割くことがないように、外部資金の獲得に際しての審査に当たっては、以下の点に留意するものとする。

① 外部資金の獲得に当たっては、それによる研究開発と実施中の研究開発プロジェクト等との関係・位置付けを明確にするとともに、産総研のミッションに照らして、産総研として真に優先的、重点的に取り組むべき研究開発とすること。

② 特定の研究者に過剰に資金が集中することや他の研究開発課題の進捗よくに悪影響を与えることがないように研究者のエフォートを的確に把握・管理すること。

(3) 外部資金による研究開発が産総研の研究開発活動にどのように寄与・貢献しているのか、個々の外部資金の性格に応じて、その有効性を定期的に検証し、その結果を踏まえ、外部資金の獲得による研究開発の在り方について、一層の効率化・重点化の観点から、所要の見直しを行うものとする。

第3 人材の確保・育成のための取組の強化

1 人材の確保・育成の充実

産総研は、特許の出願件数、特許の所有件数、知的財産権の活用及び刊行論文数において、いずれも研究開発独立行政法人の中でトップクラスの地位を占めている。一方、産総研については、知的財産や論文の創出に繋がりにくい計量標準の設定や地質調査等の業務に研究者が従事していることを考慮しても、その規模やミッションに照らせば、今後は、研究者1人当たりの特許の出願件数、特許の所有件数、知的財産権の活用及び刊行論文数の数値を一層高めること等、個々の研究者の成果の向上が期待

される。

このようなことも踏まえ、産総研がその人材リソースに縛られず、社会経済情勢や新産業創出の動向を踏まえ、ニーズに即応して産総研のミッションに照らして最もふさわしい研究開発を実施するとともに、実用化・製品化に向けた取組を効率的、効果的に推進する観点から、今後の人材の確保・育成に関し、次の措置を講ずるものとする。

人材の競争性、流動性、及び多様性をより一層高めるとともに、最適な研究者の構成、知財戦略の推進やベンチャー創出あるいは研究マネジメント等の分野における専門的な人材の活用を図るため、中・長期的な人材の確保・育成のための人事戦略を策定するものとし、外部の人材の活用、産総研内部で人材の育成が困難な分野等における産総研の人材の他の研究機関や民間企業等への派遣等を含めた計画的な人材の確保・育成に取り組むものとする。

また、それに応じた人事システム、研究者の評価システムやキャリアパスの見直しを行うものとする。

2 技術経営力の強化に寄与する人材の育成に係る事業の見直し

技術経営力の強化に寄与する人材の育成等に関して、産総研が重点的に取り組んでいる産総研イノベーションスクール（平成20年度開始）及び専門技術者育成事業（平成17年度開始）については、次期中期目標期間中において、育成期間終了後の進路等の成果を把握して、現行の事業の有効性を検証し、その継続の要否も含めた見直しを行うものとする。

第4 地域センター等の見直し

1 地域センターの在り方を見直し

産総研は、第2期中期目標期間（平成17年度から21年度）に向けて、各地域ブロック単位で設置されている地域センターの在り方について、全国に拠点形成を推進する目的や意義から検討を行い、見直しを行った。

各地域センターは、重点化された特定の分野の研究機能及び地域における産学官をつなぐ研究活動の推進や地域における産総研の窓口としての役割を担う連携機能を有

している。また、各地域センターは、地域の産業技術施策と密接にかかわっており、各経済産業局の地域の産業技術施策における各地域センターの位置付けや果たすべき役割及び各地域センターが行う研究開発が目指す方向と地域の産業技術施策との整合性をより一層明確にしていく必要がある。

このようなことから、次期中期目標期間において、各地域センターにおける研究機能及び連携機能の発揮に係るこれまでの取組の成果について、以下の①から④の視点から、厳格な検証を行い、その結果を公表するものとする。また、当該検証結果を踏まえて、地域の活性化、地域における産業の育成や新産業の創出、国際化への対応の観点から、各地域センターが一様に同一の機能を担うことを前提とせず、各地域センターの所在する地域の特性に応じて、各地域センターが有する機能の大胆な見直しを行い、産総研の研究開発戦略における地域センターの役割を再検討するものとする。

その際、各地域の産業技術施策における各地域センターの位置付けや役割、各地域における産業技術施策と各地域センターが行っている研究開発との関係及び整合性をより具体的に明らかにするものとする。

- ① 地域のニーズ・特性に応じた研究開発が着実に実施され、地場産業への技術移転、成果普及に関し明確なロードマップの下に、それに即した所期の成果が上がり、地場産業の振興や新産業の創出に寄与・貢献しているか。あるいは、それらが確実に見込まれる状況となっているか。
- ② 産総研ならではの機能を発揮することにより、地域の大学及び企業との産学官の緊密な連携、オープンイノベーションの推進について、顕著な成果を収めているか。産総研が有する高度かつ専門的な技術やノウハウを有効に活用し、大学と企業との間をつなぐ役割や地域の中小企業等の技術開発や製品化の取組において寄与・貢献しているか。
- ③ 各地域センターのリソースは、地域の研究開発ニーズに的確に対応したものとなっているか。
- ④ 産総研の地域に所在する研究拠点として、引き続き現在の所在地に研究機能及び連携機能を有することが効率的であるか。

2 事業所・サイトの見直し

個々の研究開発の拠点として新たに研究拠点を設置する場合には、真にその必要性を勘案した上で、当該研究開発の拠点として最もふさわしい場所であることのみならず、経費の節減にも十分配慮し、当該研究開発の進ちょく状況に応じて、無駄なく必要な研究スペース等を確保するものとする。

また、当該研究開発の終了時には速やかに研究拠点の廃止及び不用資産の処分を行うものとする。

第5 ベンチャー開発センターの見直し

ベンチャー開発センターについては、次期中期目標期間中において、創出ベンチャー企業の業績や動向を把握し、それまでの取組における成果及び問題点並びに制度上のあい路等を厳格に検証し、その結果を公表するとともに、当該検証結果を踏まえ、事業の存続の要否も含めた見直しを行うものとする。

ベンチャー開発センターの取組の有効性が検証された場合には、より効率的かつ効果的なベンチャー創出システムを構築する観点から、他の公的研究機関及び大学におけるベンチャー創出機関（TLO）等との連携の強化を図り、相互の知見・ノウハウの共有化並びに有効な取組事例の活用及び提供等を図るものとする。また、他の研究開発独立行政法人等の研究成果を活用したベンチャー創出に寄与・貢献する方策についても検討するものとする。

第6 研究ユニット評価の充実

研究ユニット評価については、外部委員を含めた評価委員が参集して産総研と意見交換し評価を行う機会がいずれの研究ユニットについても1回の開催となっているが、評価の充実を図る観点から、評価者が研究内容をより十分に把握することが重要であり、このため、例えば、評価者と研究者との意見交換の機会を増大することなどの方策について検討し、研究ユニット評価の在り方について見直しを行うものとする。

第7 知的財産の一層の活用

産総研は、特許の出願件数、特許の所有件数及び知的財産権の活用において、いずれも研究開発独立行政法人の中でトップクラスの地位を占めている。一方、産総研につい

ては、知的財産に繋がりにくい計量標準の設定や地質調査等の業務に研究者が従事していることを考慮しても、その規模やミッションに照らせば、今後は、研究者1人当たりの特許の出願件数、特許の所有件数及び知的財産権の活用の数値を一層高めること等、個々の研究者の成果の向上が期待される。

産総研は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことより、産業技術の向上及びその成果の普及を図ることがその目的に掲げられていることにかんがみて、産総研の知的財産の活用について、具体的かつ定量的な目標を示し、その達成に向けた努力を促すものとする。

第8 その他業務全般に関する見直し

上記第1から第7に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施するものとする。

また、給与水準については、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組んでいるところであるが、引き続き着実にその取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)についても、真に競争性が確保されているか、点検・検

証を行うこととされている。

この取組により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。